

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害等リスク

【洪水】

本町の年間降水量は3,000mm前後と多雨で、台風、集中豪雨等による水害について配慮が必要な地域がある。

特に警戒が必要な地域としては、小国盆地、重要水防箇所となる荒川沿いが該当する。

また、町内には横川ダムが整備されていることから、万一これが決壊した場合の水害対策への配慮も必要であると考えられる。

当町のハザードマップによると、商業が集積する市街地において、特に、横川沿いにあたる幸町地区、小坂町地区、栄町地区、小国町地区、緑町地区、兵庫館地区、東原地区で河岸浸食の恐れや河川の浸水深が0.5m～3.0m未満のエリアが広く分布し浸水被害が予想されている。

また、荒川沿いの地域も同様の浸水被害が予想されている。

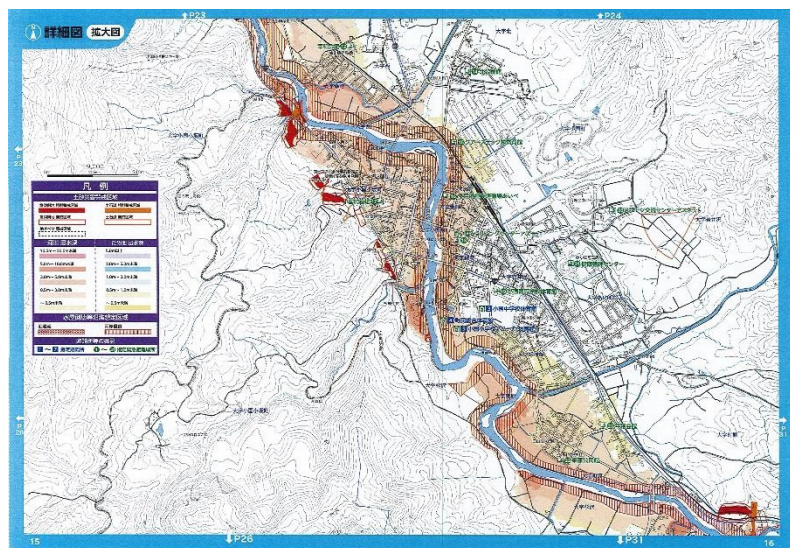
【土砂災害】

地すべり地形、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、砂防指定地に指定されている地区が該当し、本町において最も懸念される災害である。

これらを考慮に入れた上で、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている地区は、土砂災害発生の危険性に配慮した対策が必要である。

当町のハザードマップによると、急傾斜地警戒区域や土石流警戒区域といった土砂災害が生じる恐れのエリアが点在している。

周囲の山に面している地形的環境から、各地区で土砂災害警戒区域に接する部分に注意が必要であり、市街地でも小坂町地区にリスクが想定されている。



<小国町ハザードマップより>

近年、局地的な集中豪雨や竜巻などの災害が全国各地で発生しているが、当町では昭和42年の羽越水害を上回る甚大な影響には至らずとも数々の水害が発生しており、記憶に新しい令和4年8月の豪雨災害は、線状降水帯の発生で1時間雨量が最大観測地点で101ミリ、24時間雨量が530ミリに達し、羽越水害で記録した532ミリと同等の記録的大雨となった。

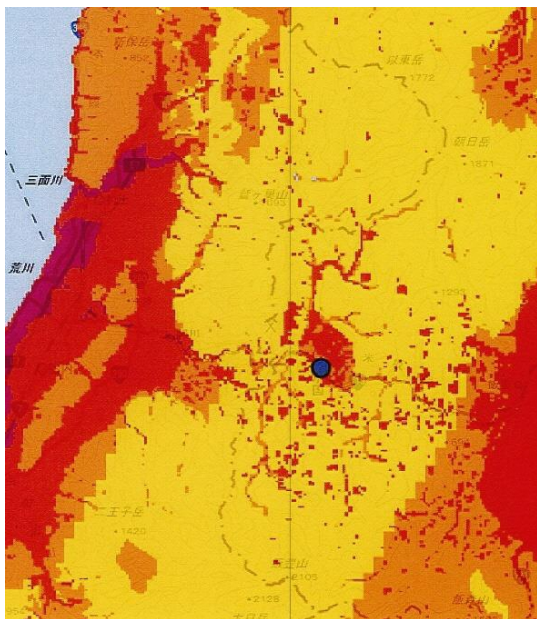
町内の被害状況は、住家床上浸水4棟、住家床下浸水22棟、非住家浸水19棟にのぼったほか、電気設備の影響による停電、水道設備の影響による断水、電話設備の影響による通信障害が発生した。交通関連では道路各所の一時寸断や町道林道で117箇所が被災したほか、JR米坂線の今泉・坂間間で鉄橋崩落や土砂災害を受けて沿線運休となった。農業関連では田の浸水、土砂の流入、水路取水口の破損などが236箇所に及び、総じて人的被害がなかったものの日常が一変する災害となった。

また、当会で把握した町内事業所の被災状況は、河川氾濫や浸水などによる直接被害が12件、通行止めや停電その他風評などによる間接被害が22件発生した。

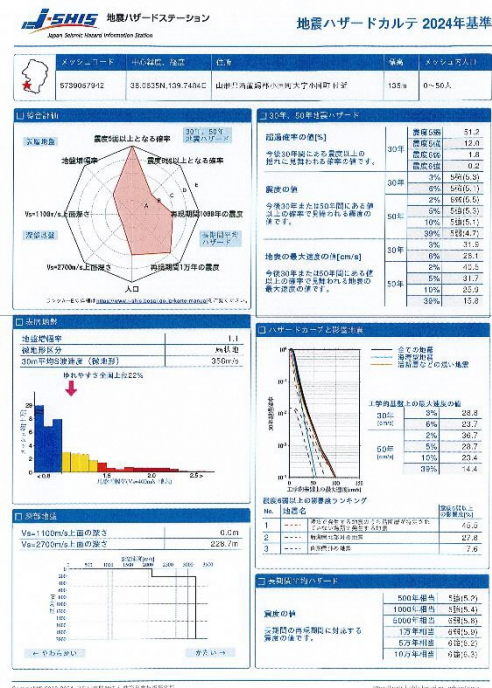
【地震】

県内では「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生可能性があることが指摘されている。また、「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生可能性があることの指摘がされていることから、地震に対する被害想定と対策が必要であると考えられる。

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると今後30年間で震度5弱以上の地震が51.2%、5強以上が12.0%の確率で発生すると予想されている。



<地震ハザードステーション（J-SHIS）より>



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

本町は冬期間の年間積雪量が170cmを超える降雪地域であり、こうした気象条件と立地環境から雪崩危険箇所が多く注意が必要である。積雪、暴風雪などに伴う建物倒壊等の災害への配慮も必要である。

さらに、人為的な災害の誘因としては、以下に掲げるような災害が考えられるが、これらの人為的な災害は、自然災害の発生に合わせた二次的災害ともなることから、複合災害としての対応も考慮した対策が求められる。

- ア 火事による災害
- イ 道路交通による交通災害
- ウ 危険物の流出、爆発による災害
- エ 放射能事故災害
- オ その他死傷者が集団的に発生する災害

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 327人
- ・ 小規模事業者数 274人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	農林漁業	11	10	町内に広く分散している
	鉱業・採石業・砂利採取業	1	1	
	建設業	48	43	町内に広く分散している
	製造業	28	17	町内中心部に多い
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	
	情報通信業	1	1	
	運輸業・郵便業	4	3	町内に広く分散している
	卸売業・小売業	76	56	町内に広く分散も中心部に多い
	金融業・保険業	6	6	町内中心部に多い
	不動産業・物品賃貸業	13	13	町内に中心部に多い
	学術研究・専門技術サービス業	7	6	町内に広く分散している
	宿泊業・飲食サービス業	50	46	町内に広く分散も中心部に多い
	生活関連サービス業・娯楽業	54	53	町内中心部に多い
	教育・学習支援業	4	3	町内中心部に立地
	医療・福祉	2	2	町内中心部に立地
	複合サービス業	9	8	町内に広く分散している
	他に分されないサービス業	12	6	町内に広く分散している
合計	327	274		

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・小国町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・小国町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援
- ・損害保険等への加入促進

II 課題

(1) 事業者BCPの策定支援

事業者BCP策定の取り組み状況は普及啓発段階であり、事業者独自の策定動向やこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。

また、普及啓発活動について、効果的な推進を図っていくため、町と商工会の連携強化のもと取り組みを進めていく必要がある。

(2) マンパワーと策定支援のスキル不足

日頃の巡回・窓口相談においては、経営発達支援計画に伴う伴走支援、各種補助金支援などをはじめ、経営相談全般にわたっているものの、事業者BCP策定を推進するノウハウを持った人員が不足しており、事業者BCP策定支援まで積極的に推進できていない現状である。

(3) 感染症へのリスク管理不足

これまでに国・県・町で新型コロナウイルス感染対策に係る施策や各種補助金などにより支援を行ってきたが、地域の小規模事業者に関しては、体調不良者を出勤させないルールづくりや感染拡大時に備えてマスク等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての損害保険の加入支援が不足しており、万が一に備えるためにこれらの必要性について浸透させる必要がある。

III 目標

小国町地域防災計画に基づき、想定される大規模自然災害等に備えながら中小・小規模事業者に対する事前防災や事後の復旧の対策について、町と商工会が連携して取り組む。

特に、小規模事業者に対しては、事業継続力強化のためにも以下の取り組みを実施する。

(1) 地域小規模事業者に対するBCP策定支援の強化

災害リスクの認識や事前対策の必要性を周知すると共に、職員の支援スキル向上及び専門家・損害保険会社等との連携による個者支援の体制を構築することにより、小規模事業者のBCP策定支援体制を強化する。

(2) 応急対策・復興支援を行うための体制構築

発災時における連絡体制を円滑に行なうため、町と商工会との間で被害情報の報告ルートを確認する。

また、速やかな応急対策・復興支援を行なえるよう組織内の体制整備、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症対策・施策の周知

地域小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携をもって以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

当町の地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行なう。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行なう。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行なうと共に、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和6年度に事業継続計画（危機管理マニュアル）を策定済み。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示の依頼を行なう。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者に対する事業者BCP取り組み状況の確認を行なう。
- ・当会と当町の間で適宜情報交換を行ない、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認を行なう。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であるため、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	内 容	
小国町産業振興課	職員	発災後1時間以内に携帯電話等で確認
小国町商工会	職員	発災後1時間以内にLINEグループで確認
	役員	1日以内に携帯電話等で確認
	会員	2日以内に地区総代を通じて安否を確認

※「商工会災害システム」を活用しながら被害状況をデータ化する。

安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口		
	第1順位	第2順位	
小国町産業振興課	課長	室長	災害対策本部等
小国町商工会	事務局長	課長	山形県商工会連合会

※確認結果を第1順位者もしくは第2順位者へ報告する。報告を受けた第1順位者もしくは第2順位者間で情報の共有を行なう。

2) 応急対策の方針決定

被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域で連絡が取れない、もしくは、交通網の遮断等により確認が取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急相談窓口の設置と相談業務 ・ 被害調査と経営課題の把握業務 ・ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%未満の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急相談窓口の設置と相談業務 ・ 被害調査と経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った報告の被害がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に行わない

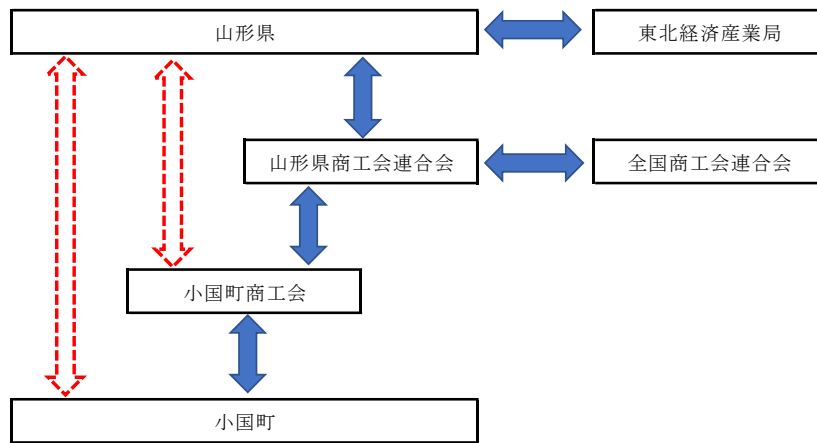
町と商工会における被害情報等の共有頻度

期 間	情報共有頻度
発災後～1週間	1日に2回（10時と16時）
1週間～2週間	1日に1回（16時）
2週間以降	被害状況により判断

< 3. 発災時における指示命令系統と連絡体制 >

- 1) 自然災害等発生時に地区内小規模事業者の被害情報について、迅速な報告及び指揮命令を円滑に行なう仕組みを構築する。また、自然災害による2次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- 2) 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等の合計）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当町が共有した情報を山形県の指定する方法で当会、又は、当町より県へ報告する。

- 4) 感染症流行の場合は、国・山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県の指定する方法で当会又は当町より県へ報告する。
- 5) 被害状況等については、商工会災害システムを活用し、山形県商工会連合会を通して全国商工会連合会へ情報の共有を行なう。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国、県、商工会連合会から要請があった場合等においては、特別相談窓口を設置する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

災害発生後の時間経過とともに必要とされる調査等を円滑に実施する。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、 Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害 状況)	役職員や被災地区の事業者 を中心として携帯電話等による 聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状 況、風評等)	地区内小規模事業者を対象 に巡回訪問による聞き取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求 手続き等)	地区内小規模事業者を対象 に巡回訪問・窓口相談による 聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、相談窓口をはじめとして、巡回訪問、会報、ホームページ等により、地区内小規模事業者等へ周知する。

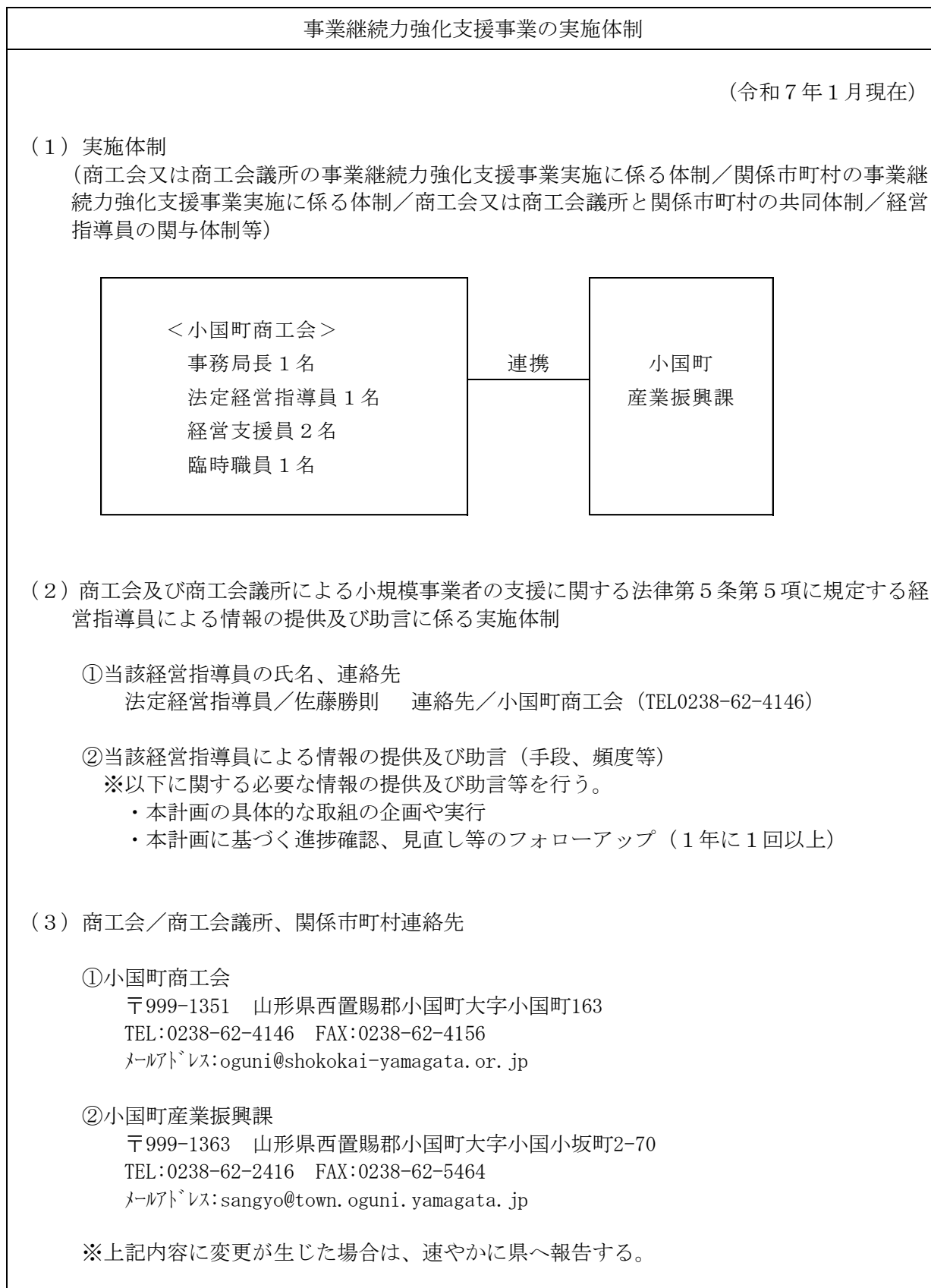
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 1) 山形県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行なう。
- 2) 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を県や商工会連合会等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・BCPセミナー開催費	150	150	150	150	150
・相談支援専門家派遣費	100	100	100	100	100
・周知用チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金・委託料(国・県・町)、自己財源(会費収入・手数料収入・受託料収入他)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

